

第四十七号議案

江戸川区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区長等の退職手当に関する条例（昭和三十四年十二月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。
 第四条中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第八十条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十七条第二項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江戸川区長等の退職手当に関する条例の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（説明）

共済年金と厚生年金との一元化に伴う地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）の改正により、傷病により退職する場合の傷病の程度に係る規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。